

担任	保健室 保管
サイン	

保護者の皆様へ

文書の流れ→

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

- 1, これらの感染症（別紙又は裏面）の可能性がある場合は、授業開始までに学校へ連絡してください。
- 2, 診断の結果については、速やかに学校への連絡をお願いします。
- 3, 医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなり再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を保護者の方がご記入ください。
- 4, 「学校感染症による欠席届」は、再登校した朝に職員室に行き、担任、又は年次の先生に提出してから教室に行ってください。

*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症による欠席届

東京都立翔陽高等学校長 殿

_____年_____組_____番 氏名_____

下記の疾患について、_____月_____日に医師の診断を受けました。
このため、（該当する◇にチェックし、日付を記入する。）

◇ _____月_____日_____時間目から早退し、
_____月_____日まで欠席していました。

◇ _____月_____日から_____月_____日まで欠席していました。

出席停止期間を終え、登校させますのでご連絡します。

病 名：_____

受診した医療機関名：_____

電話番号：_____

令和_____年_____月_____日

保護者名_____印